平成26年5月13日

各　位

会　社　名　株式会社ＫＶＫ
代 表 者 名　代表取締役社長　末松　正幸
（コード番号　6484）
問い合わせ先　総　務　部　長　北川　喜一
（TEL　058 － 293 － 0006）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月25日開催予定の第67期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）事業の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加し、併せて号数の繰り下げを行うものであります。

（２）取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮することができるように、取締役会の決議によって法令で定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として優秀な人材を招聘できるように、社外取締役および社外監査役の責任を予め法令の定める限度額に限定する契約を締結できる旨を、会社法第426条第１項および会社法第427条第１項の規定に基づき、定款第28条（取締役の責任免除）および定款第37条（監査役の責任免除）として新設するものであります。

なお、取締役の責任免除の規定（定款第28条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。また、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月25日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成26年6月25日（水曜日）

以上

（変更の内容）

別紙

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第　１　章　　総　　則	第　１　章　　総　　則
（目的） 第2条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）　　（条文省略） （2）　　（条文省略） （3）　　（条文省略） （4）　　（条文省略） （5）　　（条文省略） （新設） （6）　　（条文省略）	（目的） 第2条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）　　（現行どおり） （2）　　（現行どおり） （3）　　（現行どおり） （4）　　（現行どおり） （5）　　（現行どおり） （6）給水栓、給排水金具、継手および配管部材に関連する清掃・保守・点検・修理およびコンサルティング （7）　　（現行どおり）
第　４　章　　取締役および取締役会	第　４　章　　取締役および取締役会
（新設）	（取締役の責任免除） 第２８条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。
（取締役会議事録） 第２８条　　（条文省略）	（取締役会議事録） 第２９条　　（現行どおり）
第　５　章　　監査役および監査役会	第　５　章　　監査役および監査役会
第２９条～第３５条　　（条文省略）	第３０条～第３６条　　（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第３７条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。
（監査役会議事録） 第３６条　　（条文省略）	（監査役会議事録） 第３８条　　（現行どおり）
第　６　章　　計　　算	第　６　章　　計　　算
第３７条～第４０条　　（条文省略）	第３９条～第４２条　　（現行どおり）